彩都西中学校　部活動援護費　内規

茨木市立彩都西中学校ＰＴＡ

（目的）

第一条　　彩都西中学校の部活動に要する費用の一部を補助することにより、部活動の発展と充実を図ることを目的とする。

（援護費の対象）

第二条　　交付の対象は大会参加費、備品および消耗品費購入費用とする。

（援護費の額）

第三条　　一部活動あたり年間２万円を上限とする。

（援護費の申請）

第四条　　学校長が援護費申請書を作成し、ＰＴＡ会長に申請するものとする。

（援護費の決定）

第五条　　ＰＴＡ会長は、役員会を開き、援護費申請書を審査の上、援護費の額を決定するものとする。また、決定した額については、事前または事後においてPTA実行委員会に報告するものとする。

第六条　　財源については、ＰＴＡ一般会計・学校活動援護費から充当するものとする。

平成30年4月1日　改訂